

サービス利用料金表

(1)介護保険の給付対象となるサービス〔日額〕

利用単位	要介護1 638単位	要介護2 705単位	要介護3 778単位	要介護4 846単位	要介護5 913単位
加算	日常生活継続支援加算 46単位 看護体制加算(Ⅰ)口 4単位 看護体制加算(Ⅱ)口 8単位 夜勤職員配置加算(Ⅱ)口 18単位 介護職員等特定処遇改善加算 所定単位数の2.7%				
	栄養マネジメント加算 14単位		口腔衛生管理体制加算 30単位/月 ※		
			個別機能訓練加算 12単位 ※		
	介護職員処遇改善加算Ⅰ 所定単位数の8.3%				
1. サービス利用料金	7,607円	8,307円	9,070円	9,781円	10,481円
2. 介護保険から給付される金額	6,846円	7,476円	8,163円	8,802円	9,432円
3. 自己負担額	761円	831円	907円	979円	1,049円

※口腔衛生管理体制加算は月単位の加算のため上記金額に含まれておりません。(月額約34円)

※個別機能訓練加算は対象となる方のみでの加算のため上記金額に含まれておりません。(月額約407円)

※介護職員処遇改善加算として上記の金額に総介護報酬の1000分の83が加算されます。

※介護職員等特定処遇改善加算として上記の金額に総介護報酬の1000分の27が加算されます。

※おむつ代・お洗濯代は、介護保険の給付対象となっております。当施設が用意したおむつをご利用いただく際には、費用負担はありません。

※自己負担額は「介護保険負担割合証」に記載された利用者負担の割合に応じた金額となります。(表は1割負担額)

(2)介護保険の給付対象とならないサービス

【居住費・食費】〔日額〕

利用者負担段階		居住費	食費
第1段階	世帯全員が 市民税非課税 の方	高齢福祉年金受給者又は生活保護受給者	820円
第2段階		課税年金収入+合計所得金額が80万円以下	820円
第3段階		第1、2段階以外の方	1,310円
第4段階		上記以外の方	2,500円

【その他のサービス】

サービス内容	利用料金
①協力医療機関及び近隣医療機関を除く通院・外出時等の移送	実走1kmまで50円 以後1kmを超える毎に50円加算
②外出時等の付添い(近隣の散歩は除く) ※職員1名あたりの費用	1時間1,500円
③外出時の駐車場・有料道路等の費用	実費
④特別な食事	実費
⑤理美容	実費
⑥行事・クラブ活動	材料費の実費
⑦買い物代行(立替購入)	購入金額
⑧地域交流ホールの利用 ※ 貸切利用(地域交流ホールの占有使用)される場合	1区画 1時間200円
⑨複写物の交付	1枚 10円(A3は1枚 20円)
⑩診療・薬剤・その他治療に要する費用	医療保険本人負担額
⑪支払証明書	1枚 1,100円
⑫食事キャンセル料(最大2日間分)	食事代実費
⑬写真代	1枚 30円

※ 費用負担が発生する行事及びクラブ活動等への参加は、ご契約者への意思確認の上行います。

ご契約者本人の意思確認が困難な場合は、身元引受人等へ確認し同意の上行います。

※ 社会情勢等やむを得ない事由がある場合、ご利用額を変更することがあります。変更の際は、事前に変更

内容及びその事由について、変更を行う1ヶ月前までにご契約者及び身元引受人等にご通知いたします。

【サービス利用料金 早見表】〔月額〕

自己負担額	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
(自己負担額)	(25,368円)	(27,700円)	(30,241円)	(32,606円)	(34,938円)
+					
居住費/食費	58,968円	61,300円	63,841円	66,206円	68,538円
×					
第1段階	61,668円	64,000円	66,541円	68,906円	71,238円
第2段階	84,168円	86,500円	89,041円	91,406円	93,738円
第3段階	149,868円	152,200円	154,741円	157,106円	159,438円
第4段階					
30日					

※ 個別機能訓練加算は対象となる方のみでの加算のため上記金額に含まれておりません。(月額約407円)

【加算の説明】 ※入所者の状況や職員体制により下記の加算が算出されます。

加算項目	内 容	単位数
日常生活継続支援加算	①算定日の属する月の前六月間又は前一二月間における新規入所者の総数のうち要介護4～5の割合が70%以上、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が65%以上又は口腔内・鼻腔内気管カニューレ内部のたんの吸引・胃ろう・経鼻経管栄養を必要とする者が利用者の15%以上いる場合 ②介護福祉士を入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上配置していること	46/日
看護体制加算(Ⅰ)口	常勤の看護師を1名以上配置していること	4/日
看護体制加算(Ⅱ)口	最低基準を1人以上上回って看護職員を配置していること 看護職員との連携による24時間の連絡体制を確保していること	8/日
夜勤職員配置加算(Ⅱ)口	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っていること	18/日
個別機能訓練加算	常勤の理学療法士等を1名以上配置 個別機能訓練計画に基づき計画的に訓練を行っている場合	12/日
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症の場合	120/日
外泊時加算	入院又は外泊された場合(1ヶ月に6日を限度)	246/日
初期加算	入居及び30日超の入院後の30日以内の期間	30/日
退所前訪問相談援助加算	退居後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて、相談援助を行った場合	460/回
退所後訪問相談援助加算		460/回
退所時相談援助加算		400/回
退所前連携加算		500/回
栄養マネジメント加算	①常勤の管理栄養士を1名以上配置していること ②栄養ケア計画を策定していること	14/日
経口移行加算	経管栄養者が経口による摂取へ移行する場合	28/日
経口維持加算(Ⅰ)	経口摂取において著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認められるもの	400/月
経口維持加算(Ⅱ)	経口摂取において摂食機能障害を有し、誤嚥が認められるもの	100/月
口腔衛生管理体制加算	口腔ケアマネジメントを行っている場合	30/月
口腔機能維持管理加算	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行った場合	90/月
低栄養リスク改善加算	多職種が低栄養改善の計画を作成。定期的な観察・調整を行う	300/月
再入所時栄養連携加算	退院時に施設入所時と大きく異なる栄養管理が必要になった場合、医療機関の管理栄養士と連携し、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合	400/回
療養食加算	①食事提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること ②疾病治療の直接的な手段として、医師の発行する食事箋に基づき食事が提供された場合	6/回
配置医師緊急時対応加算	急変に備え、配置医師の対応や方針を決め、早朝・夜間又は深夜に施設訪問・診療した場合	
	①早朝・夜間(6時～8時・18時～22時) ②深夜(22時～6時)	650/回 1300/回
看取り介護加算(Ⅰ)	死亡日以前4日以上30日以下	144/日
	死亡日の前日及び前々日	680/日
	死亡日	1,280/日
看取り介護加算(Ⅱ)	死亡日以前4日以上30日以下	144/日
	死亡日の前日及び前々日	780/日
	死亡日	1,580/日
在宅復帰支援機能加算	家族・居宅サービス事業者等と連携し、支援を行った場合	10/日
在宅・入所相互利用加算	在宅の方が、概ね3ヶ月を限度として複数名で居室を利用する場合	30/日
認知症専門ケア加算Ⅰ	認知症Ⅲ以上のものが1/2以上、認知症研修修了者を最低4名を配置している場合	3/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	在宅生活が困難であり、緊急に入所が適当と判断した場合(7日を限度)	200/日
生活機能向上連携加算	外部のリハ専門職や医師と協同で個別機能訓練計画等を作成	200/月(100/月)
褥瘡マネジメント加算	褥瘡の発生するリスクについて評価、褥瘡ケア計画を作成、3月に1回見直しを行う。※3月に1回算定	10/月
排せつ支援加算	排せつ介護を必要とする利用者の要介護状態を軽減できるよう他職種で評価する	100/月
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員の賃金の改善等を実施している場合(所定単位数の8.3%)	
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員の賃金の改善等を実施している場合(所定単位数の2.7%)	

☆ 単位から利用料金を算出する計算方法

【例：要介護 3】

1. (778単位+46単位+4単位+8単位+18単位+14単位)×10.45(地域加算)=9070.6円(円未満切捨て)

2. 9070円×0.9(介護保険給付9割)=8163円(円未満切捨て)

3. 9070円(介護保険利用金額)-8163円(介護保険給付額)=907円(1日あたりの自己負担額)

※口腔機能維持管理体制加算は月単位の加算のため上記金額に含まれておりません。(月額約34円)

※個別機能訓練加算は対象となる方のみの加算のため上記金額に含まれておりません。(月額約403円)

※褥瘡マネジメント加算は月単位の加算のため上記金額に含まれておりません。(月額約11円・3ヵ月に1回発生)

※介護職員処遇改善加算として上記の金額に総介護報酬の1000分の83が加算されます。

※介護職員等特定処遇改善加算として上記の金額に総介護報酬の1000分の27が加算されます。

※月額、日額×30日とはなりません。裏面の早見表をご覧ください。